

国保からのお知らせ

賦課限度額が改正されます

平成 22 年度の国民健康保険税について、地方税法が改正され、国民健康保険税の医療保険分と、後期高齢者支援分に係る賦課限度額が、以下のとおり変わります。

国保加入者の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

賦 課 限 度 額	区 分	現 行	改正後	現行比
	医療分	47 万円	50 万円	+ 3 万円
	後期高齢者支援分	12 万円	13 万円	+ 1 万円
	介護分	10 万円	10 万円（改正無し）	—
合計賦課限度額		69 万円	73 万円	+ 4 万円

非自発的離職者の国民健康保険税の軽減措置について

平成 22 年度 4 月から倒産等で職を失った失業者が安心して医療にかかれるよう、国民健康保険税の負担を軽減する制度が始まります。

◆軽減内容

非自発的失業（離職）により国民健康保険へ加入する方の国民健康保険税について、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を 30/100 として算定し賦課します。

◆対象者

- ① 倒産や解雇等、事業主の都合により離職した方。
（雇用保険の特定受給資格者。離職理由コード 11,12,21,22,31,32）
- ② 雇用期間満了等により離職した方（雇用保険の特定理由離職者。離職理由コード 23,33,34）。

◆申請期間及び申請方法

申請受付は平成 22 年度当初課税がなされる 7 月から開始します。

また、上記対象者を確認するため、雇用保険受給資格者証の提出が必要です。必ずご持参ください。

こんなときには 14 日以内に届出を

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入する資格を得た月から納めることになります。国保へ加入、またはやめる場合は、14 日以内に国保課窓口へ届け出てください。

	こんなとき	必要なもの
国 保 に 加 入 す る	他の市町村から転入したとき	保険証（世帯に国保加入者がいるとき）
	職場の健康保険等をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、保険証（世帯に国保加入者がいるとき）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、保険証（世帯に国保加入者がいるとき）
	子どもが生まれたとき	保険証、母子手帳、世帯主の印鑑・通帳 直接支払い制度の合意文書・明細書や領収書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、保険証（世帯に国保加入者がいるとき）
国 保 を や め る	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険等に加入したとき	保険証、職場の保険証または健康保険資格取得証明書
	生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
そ の 他	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	保険証
	保険証を汚したり、紛失したとき	保険証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	保険証、在学・在園証明書

* 全ての手続きには身分確認できるもの（免許証や住民基本台帳カード等）が必要です。

* 別世帯の方が届け出する場合は、世帯主からの委任状が必要です。

市・県民税の申告はお済ですか？

申告をしていないと保険税が適切に課税されず、軽減判定も行えません。高額療養費等の支給額にも影響します。申告が未だの方は追加申告受付時に 1 月 1 日に住所がある市町村で申告してください。

上記についてのお問い合わせ先 国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 973-3202